

改正 令和6年11月20日 原規総発第2411201号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会の後援等の取扱要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月20日

原子力規制委員会

原子力規制委員会の後援等の取扱要領の一部を改正する訓令

原子力規制委員会の後援等の取扱要領（原規総発第120919024号）の一部を、別表により改正する。

附 則

- 1 この訓令は、令和6年11月20日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に承認された後援等の名義に関する監督指導及び結果の報告並びにこの訓令の施行の日前にされた後援等の名義の承認申請に係る承認に関する手続については、なお従前の例による。

改正後	改正前
<p>2 承認の基準</p> <p>(1) 主催者(映画、図書等にあつては製作者等。以下同じ。)の制限 主催者が次の<u>アからカまでの</u>いずれか一つに該当するものであること。 ア (略) イ 地方公共団体(公立大学法人及び地方独立行政法人を含む。) ウ (略) エ 公益社団法人・<u>公益財団法人</u>(宗教法人を除く。) オ (略) カ 行事の開催を目的として設けられた実行委員会、組織委員会(その事務局が<u>アからオまでの団体等</u>に置かれており、かつ、当該団体等の長又はそれに準ずる者が構成メンバーになっているもの、及びその構成メンバーが<u>アからオまでの団体等</u>の長又はそれに準ずる者であるものに限る。) キ (略)</p> <p>(2) 行事、映画、図書等の内容の制限 その内容が、次の<u>アからオまでに</u>適合するものであること。 ア (略) イ 営利を主たる目的としないと認められること。 なお、主催者又は特定の参加者が<u>行事、映画、図書等</u>(以下「行事等」という。)の実施から直接利潤を得ると考え</p>	<p>2 承認の基準</p> <p>(1) 主催者(映画、図書等にあつては製作者等。以下同じ。)の制限 主催者が次の<u>号</u>のいずれか一つに該当するものであること。 ア (略) イ 地方公共団体(公立大学法人、<u>地方独立法人を含む</u>) ウ (略) エ 公益社団法人・<u>公益財団法人又はこれに準ずる団体</u>(宗教法人を除く) オ (略) カ 行事の開催を目的として設けられた実行委員会、組織委員会(その事務局が<u>国の行政機関、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体、原子力規制委員会記者室に常駐する報道機関、公益社団法人又は公益財団法人</u>に置かれており、かつ、当該団体等の長又はそれに準ずる者が構成メンバーになっているもの、及びその構成メンバーが<u>主として国の行政機関、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体、原子力規制委員会記者室に常駐する報道機関、公益社団法人又は公益財団法人</u>の長又はそれに準ずる者であるものに限る。以下「実行委員会等」という。) キ (略)</p> <p>(2) 行事、映画、図書等の内容の制限 その内容が、次の<u>各号</u>に適合するものであること。 ア (略) イ 営利を主たる目的としないと認められること。 なお、主催者又は特定の参加者が<u>行事等</u>の実施から直接利潤を得ると考えられる場合は、主催者等の公益性にかかわ</p>

られる場合は、主催者等の公益性にかかわらず承認をしないものとする。

ウ 行事等の収支計画が確実であって、その透明性が確保されていること。例えば、予算に、収入のめどや余剰金が出た場合の処理が明確であること。

エ その目的が広い地域又は国民一般を対象とするものであること。なお、対象者が制限されている場合においては、その対象者を通じて広く啓発効果が見込まれる場合に限り認めることとする。

オ (略)

(3) その他

(1)及び(2)の基準によるほか、後援等の名義の使用を承認したことによって、いやしくも原子力規制委員会の信用を失墜することがないように配慮すること。

また、行事の開催について、事故防止、廃棄物対策、地球温暖化対策等に十分な措置が講ぜられていることに留意すること。

なお、同じ主催者が同時期に二つの類似した行事等を実施する場合には、これらを統合することを促し、極力単一の承認とすること。

4 事務処理手続

(1) 申請

ア 行事の承認申請

当該行事の名義使用期間開始日の少なくとも1か月前までに、原子力規制委員会宛ての申請書(別紙書式1)を、主催者から提出させるものとする。申請書には、次の書類を添付させなければならない。

(ア) 開催方法の概要(議事次第(開催の趣旨又は目的、日時又は期間、場所)、出席者、出品内容、使用施設、事故防止、後援団体、入場料、廃棄物対策、地球温暖化対策、

らず承認をしないものとする。

ウ 行事の収支計画が確実であって、その透明性が確保されていること。例えば、予算に、収入のめどや余剰金が出た場合の処理が明確であること。

エ その目的が広い地域又は国民一般を対象とするものであること。(参加予定者数が百人未満の行事等は承認しない。)

オ (略)

(3) その他

(1)から(2)の基準によるほか、後援等の名義の使用を承認したことによって、いやしくも原子力規制委員会の信用を失墜することがないように配慮すること。

また、行事の開催について、事故防止、廃棄物対策、温暖化防止対策等に十分な措置が講ぜられていることに留意すること。

なお、同じ主催者が同時期に二つの類似した行事等を実施する場合には、これらを統合することを促し、極力単一の承認とすること。

4 事務処理手続き

(1) 申請

ア 行事の承認申請

当該行事の名義使用期間開始日の少なくとも1か月前までに、原子力規制委員会宛ての申請書(別紙書式1)を、主催者から提出させるものとする。申請書には、次の事項を記載した書類を添付させなければならない。

(ア) 開催方法の概要(議事次第(開催の趣旨又は目的、日時又は期間、場所)、出席者、出品内容、使用施設、事故防止、後援団体、入場料、廃棄物対策、温暖化防止対策、

参加予定人数等)を示す書類

(イ) (略)

(ウ) 主催者が2(1)ウからキまでに該当する場合には、原則として、定款、寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格、内容を示す書類

さらに、主催者が2(1)キに該当する場合は、次の①又は②のいずれかの書類を添付させるものとする。

① 他省庁(本省庁に限る。)又は都道府県(政令指定都市を含む。)の後援等を得ている行事を実施した実績を示す書類

② 2(1)アからキまでに該当する他の主催者とともに承認申請に係る行事を実施する能力があると認められることを示す書類

(エ) (略)

イ 行事の承認申請に併せて原子力規制委員会委員長賞授与の承認申請をする場合の手続

行事の承認申請と併せて原子力規制委員会表彰規程第19条に基づく原子力規制委員会委員長賞授与の承認申請をする場合は、原子力規制委員会委員長宛ての申請書(別紙書式2)を、主催者から提出させるものとする。申請書には、次の書類を添付させなければならない。

(ア) 4(1)ア(ア)から(ウ)までに掲げる書類

(イ) 原子力規制委員会委員長賞の表彰規定、選考基準及び賞状の文言を示す書類

(ウ) 原子力規制委員会委員長賞以外の賞がある場合は、当該賞を示す書類

(エ) その他必要と思われる書類

ウ 映画、図書等の承認申請

原子力規制委員会宛ての申請書(映画等にあつては別紙書式3、図書等にあつては別紙書式4)を、製作者等から提出させるものとする。

(2) 承認手続

承認までの手続は、次のア及びイによるものとする。

等)

(イ) (略)

(ウ) 主催者が民間団体である場合には、原則として、定款、寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格、内容を示す書類

(エ) (略)

(新設)

イ 映画、図書等の承認申請

原子力規制委員会宛ての申請書(映画等にあつては別紙書式2、図書等にあつては別紙書式3)を、製作者等から提出させるものとする。

(2) 承認手続

承認までの手続は、次の要領によるものとする。

ア (略)

イ 主管課は、審査の結果、後援等の名義の使用について承認の決裁を受けたときは、別紙書式5により申請者に通知するものとする。なお、後援等の名義の使用について承認の決裁及び原子力規制委員会委員長賞授与の決裁を受けたときは、別紙書式6により申請者に通知するものとする。

(3) 条件の設定

後援等の名義の使用の承認に当たっては、主催者の同意を得た上で、一定の条件を設定することができるものとする。

(4) 監督指導

承認後においても、主管課は、次のアからエまでにより、主催者を監督指導するものとする。

ア (略)

イ 主催者が開催方法等を変更したときは、これを遅滞なく報告させるものとする。なお、変更部分が2に関するものである場合は、継続して承認するか否かの決裁を4(2)の手続に準じて行い、主催者へ回答すること。

ウ・エ (略)

(5) 結果の報告

主管課は、後援等の名義の使用後、速やかに主催者から結果報告書を提出させ、関係課に供覧するものとする(総務課長の合議を要しない案件についてはこの限りではない。)。

5 後援等の名義の使用承認等に関する報告書

各課室は総務課長の合議を要しない案件 (監修名義等) について、前年分を取りまとめて毎年2月末までに総務課に報告すること。

別紙書式1

文書番号

ア (略)

イ 主管課は、審査の結果、後援等の使用の決裁を受けたときは、別紙書式4により申請者に通知するものとする。

(新設)

(3) 監督指導

承認後においても、主管課は、次の要領により、主催者を監督指導するものとする。

ア (略)

イ 主催者が開催方法等を変更したときは、これを遅滞なく報告させるものとする。

ウ・エ (略)

(4) 結果の報告

主管課は、行事終了後、速やかに主催者から結果報告書を提出させ、関係課に供覧するものとする(総務課長の合議を要しない案件についてはこの限りではない。)。

5 後援名義等の使用承認等に関する報告書

各課室は総務課長の合議を要しない案件 (監修名義、全く同趣旨の行事に対する2回目以降の申請に対する下付等) について、前年分を取りまとめて毎年2月末までに総務課に報告すること。

別紙書式1

文書番号

令和 年 月 日

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所
氏 名

※押印不要

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会〔後援、協賛、賛助等〕の名義使用の承認について（申請）

下記〇〇〇〇に対する原子力規制委員会〔後援、協賛、賛助等〕の名義使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1～3 （略）

4 後援等の名義の使用期間及び使用方法

（添付書類）

1 開催方法の概要（議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止、後援団体、入場料、廃棄物対策、地球温暖化対策、参加予定人数等）を示す書類

2 （略）

3 主催者が2(1)ウからキまでに該当する場合には、原則として、定款、寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格、内容を示す書類

さらに、主催者が2(1)キに該当する場合は、次の①又は②のいずれかの書類を添付するものとする。

平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所
氏 名 印

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会後援の名義使用の承認について（申請）

下記〇〇〇〇に対する原子力規制委員会後援の名義使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1～3 （略）

4 後援名義使用期間及び使用方法

（添付書類）

1 開催方法の概要（議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止、後援団体、入場料、廃棄物対策、地球温暖化対策等）を示す書類

2 （略）

3 主催者が民間団体の場合には定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等団体の性格、内容を示す書類

① 他省庁（本省庁に限る。）又は都道府県（政令指定都市を含む。）の後援等を得ている行事を実施した実績を示す書類

② 2(1)アからキまでに該当する他の主催者とともに承認申請に係る行事を実施する能力があると認められることを示す書類

4 (略)

※作成注：〔後援、協賛、賛助等〕の箇所は、使用を希望する名義のみ記載すること。

4 (略)

(新設)

別紙書式 2

(新設)

令和 年 月 日
文書番号

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所
氏 名

※押印不要

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会〔後援、協賛、賛助等〕の名義使用及び原子力規制委員会委員長賞授与の承認について（申請）

下記〇〇〇〇に対する原子力規制委員会〔後援、協賛、賛助等〕の名義使用及び原子力規制委員会委員長賞授与の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行事の名称及び目的
- 2 行事の主催者
- 3 行事の期間（期日）及び開催場所
- 4 後援等の名義の使用期間及び使用方法

（添付書類）

- 1 開催方法の概要（議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止、後援団体、入場料、廃棄物対策、地球温暖化対策、参加予定人数等）を示す書類
- 2 収支予算書
- 3 主催者が2(1)ウからキまでに該当する場合には、原則として、定款、寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格、内容を示す書類
さらに、主催者が2(1)キに該当する場合は、次の①又は②のいずれかの書類を添付するものとする。
 - ① 他省庁（本省庁に限る。）又は都道府県（政令指定都市を含む。）の後援等を得ている行事を実施した実績を示す書類
 - ② 2(1)アからキまでに該当する他の主催者とともに承認申請に係る行事を実施する能力があると認められることを示す書類
- 4 原子力規制委員会委員長賞の表彰規定、選考基準及び賞状の文言を示す書類
- 5 原子力規制委員会委員長賞以外の賞に該当がある場合は、当該賞を示す書類
- 6 その他必要と思われる書類

※作成注：〔後援、協賛、賛助等〕の箇所は、使用を希望する名義のみ記載すること。

別紙書式 3

		文書番号
<u>令和</u>	年	月 日
原子力規制委員会 殿		
申請者	住 所	
	氏 名	
※押印不要		
○○○○に対する原子力規制委員会〔 <u>監修、推薦等</u> 〕の 名義使用の承認について(申請)		
下記映画等に対する原子力規制委員会〔 <u>監修、推薦等</u> 〕の名義 使用の承認を受けたいので、申請します。		
記		
1	(略)	
	(削る)	
2～6	(略)	
7	<u>その他必要と思われる事項</u>	
※作成注： <u>〔監修、推薦等〕の箇所は、使用を希望する名義のみ 記載すること。</u>		

別紙書式 2

		文書番号
<u>平成</u>	年	月 日
原子力規制委員会 殿		
申請者	住 所	
	氏 名	印
○○○○に対する原子力規制委員会 <u>監修(推薦等)</u> の名 義使用の承認について(申請)		
下記映画等に対する原子力規制委員会 <u>監修(推薦等)</u> の名義使 用の承認を受けたいので、申請します。		
記		
1	(略)	
2	<u>対象</u>	
3～7	(略)	
8	<u>その他</u>	
	(新設)	

別紙書式 4

文書番号
令和 年 月 日

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所
氏 名

※押印不要

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会〔監修、推薦等〕の
名義使用の承認について(申請)

記

下記図書等に対する原子力規制委員会〔監修、推薦等〕の名義
使用の承認を受けたいので、申請します。

1～7 (略)
8 その他必要と思われる事項

※作成注：〔監修、推薦等〕の箇所は、使用を希望する名義のみ
記載すること。

別紙書式 5

文書番号
令和 年 月 日

別紙書式 3

文書番号
平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所
氏 名 印

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会監修(推薦等)の名
義使用の承認について(申請)

記

下記図書等に対する原子力規制委員会監修(推薦等)の名義使
用の承認を受けたいので、申請します。

1～7 (略)
8 その他

(新設)

別紙書式 4

文書番号
平成 年 月 日

申請者 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会〔後援、協賛、賛助、監修、推薦等〕の名義使用の承認について(回答)

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった標記について、原子力規制委員会〔後援、協賛、賛助、監修、推薦等〕の名義を使用することは、差し支えありません。

なお、事業計画に変更等があった場合(映画、図書等にあつては、内容等に変更があった場合)は、必要な書類を添付して直ちに届け出てください。行事の実施に当たっては、地球温暖化対策、廃棄物対策等に十分配慮してください。

また、後援等の名義の使用後は、その結果を速やかに報告願います。

※作成注：〔後援、協賛、賛助、監修、推薦等〕の箇所は、使用を希望する名義のみ記載すること。

別紙書式 6

文書番号
令和 年 月 日

申請者 殿

原子力規制委員会 印

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会後援(監修等)の名義使用の承認について(回答)

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった標記について、原子力規制委員会後援(監修、推薦等)の名義を使用することは、差し支えありません。

なお、事業計画に変更等があった場合(映画、図書等にあつては、内容等に変更があった場合)は、必要な書類を添付して直ちに届け出てください。行事の実施に当たっては、地球温暖化対策、廃棄物対策等に十分配慮してください。

また、行事終了後は、その結果を速やかに報告願います。

(新設)

(新設)

申 請 者 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会後援〔後援、協賛、
賛助等〕の名義使用の承認及び原子力規制委員会委員長
賞の授与について（回答）

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった標
記について、原子力規制委員会〔後援、協賛、賛助等〕の名義使
用を承認するとともに、原子力規制委員会委員長賞を授与しま
す。

賞状の文言は別紙のとおりです。

なお、事業計画に変更等があった場合（映画、図書等にあつて
は、内容等に変更があった場合）は、必要な書類を添付して直ち
に届け出てください。行事の実施に当たっては、地球温暖化対
策、廃棄物対策等に十分配慮してください。

また、後援等の名義の使用後は、その結果を文書にて報告願
います。

※作成注：〔後援、協賛、賛助等〕の箇所は、使用を希望する名
義のみ記載すること。